

2-A

2025年度

支援を必要とする子どもの就学について

Aの就学相談の流れ

特別支援学校を検討している方

特別支援学校か特別支援学級か迷っている方

川崎市教育委員会
川崎市総合教育センター



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



就学相談の流れ(資料P5~)



A-1. 就学相談の申込

特別支援学校を検討している方

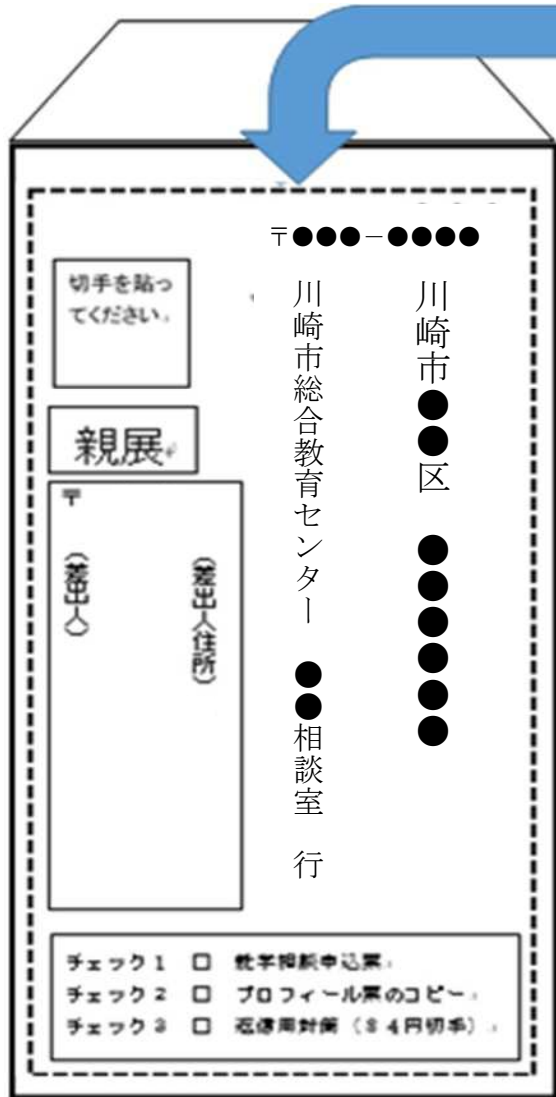
特別支援学校か特別支援学級か迷っている方

- 「就学相談申込票A」「プロフィール票」に必要事項を記入し、返信用封筒（110円切手貼付）を同封の上、郵送してください。
- なお、「プロフィール票」はコピーを郵送してください。

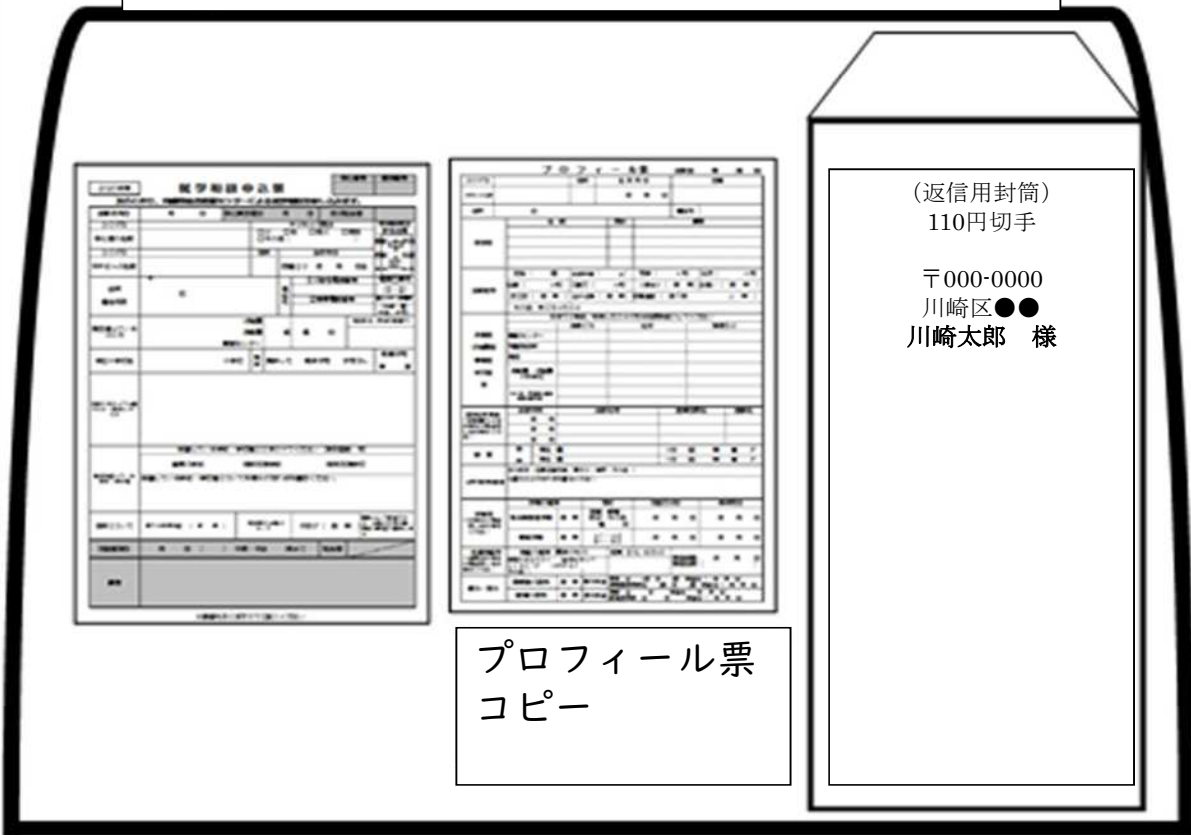
重要

申込みは5月10日（土）までに郵送してください。（消印有効）
申込方法については、資料P8～をご覧ください。





- チェック1 就学相談申込票
- チェック2 プロフィール票のコピー
- チェック3 返信用封筒 (110円切手貼付)
- チェック4 就学説明動画視聴



相談日の日程について

・就学相談申込票Aに都合の悪い日時について記入してください。

塚越相談室 ①6月12日(木) ②6月13日(金) ③6月20日(金) ④6月24日(火) ⑤7月3日(木)
溝口相談室 ①6月18日(水) ②6月25日(水) ③6月27日(金) ④6月30日(月) ⑤7月4日(金)

相談時間

1回目9:20～10:10 ・ 2回目10:40～11:30 ・ 3回目13:20～14:10 ・ 4回目14:40～15:30

*お住いの地域により、相談室が異なり、郵送先が違いますので、注意してください。

川崎区・幸区・中原区	:	塚越相談室	〒212-0024	川崎市幸区塚越1-60
高津区・宮前区・多摩区・麻生区	:	溝口相談室	〒213-0001	川崎市高津区溝口6-9-3

相談日の決定

相談日時を調整し、5月下旬に返信用封筒で「相談日時のお知らせ」を郵送します。

相談日時については、「相談日時のお知らせ」で必ず確認してください。

相談日時の変更等がある場合は、相談担当者に直接電話でご連絡をお願いします。



小学校での学校見学会（5月～）

学校見学会の日程は、総合教育センターのHPに掲載します。学区の小学校の学校見学会に参加しましょう。

特別支援学校を検討している場合でも、居住地校交流や地域で生活していくことを考え、学区の小学校の見学と個別の教育相談をしてください。



県立・市立特別支援学校の学校説明会（5月～）

学校説明会の日程は、各特別支援学校のホームページ・川崎市総合教育センターのホームページでご確認ください。

各特別支援学校では、それぞれの教育部門ごとに通学地域を定めています。通学地域が分からない場合は直接学校に問い合わせはせず、総合教育センターまでお問い合わせください。



幼稚園、保育園、療育センター等への総合教育センター職員訪問 (4月～)

幼稚園、保育園、療育センター等へ総合教育センター職員が訪問し、お子さんの様子を観察する場合があります。

お子さんの
教育的ニーズ

学校で可能な支援



A-2. 総合教育センターでの相談

- ・お子さんの行動観察、保護者との相談を行います。お子さんは、基本的に集団場面での行動観察を行います。ただし、お子さんの状況によっては運動面や安全面に配慮し、個別での行動観察を行うことがあります。
- ・教育的ニーズを把握してお子さんにどのような支援が必要か、どのような教育環境がっているか相談します。

当日の持ち物

- ・療育手帳、身体障害者手帳などを取得されている場合、その写し（カバーから外し、表面を開いた状態のもの）。
- ・発達検査や医師の診察を受けている方は、発達検査や医師の診断（療育センターの医師を含む）等の写し、またはメモ等（医療機関や療育機関に結果等を確認してください）、お薬手帳コピー。



来所時

- ・お子さんと保護者と一緒に5分くらい前に来所してください。
- ・相談時間になるまで、待合室でお待ちください。
- ・相談時間になりましたら、相談担当者が待合室へお迎えに行きます。
- ・約束の時間より大幅に遅れた時は日時を再設定することがあります。



それぞれの部屋へ移動します

保護者面談…お子さんとは別のお部屋での面談になります

- ・これまでの成長の様子、家庭での様子、幼稚園等での様子、就学にあたって心配なことや希望、生育歴などを伺います。
- ・病院や療育センターでの診断等、発達検査の結果、手帳などについてお話を伺います。

お子さんの行動観察…保護者の方とは別のお部屋で行動観察をします

お子さんは、子ども担当と一緒に活動しながら、簡単な課題や行動観察（発達検査ではありません）を行います。基本集団場面での行動観察を50分間行います。

※お子さんの状況によっては、運動面や安全面に配慮し、集団場面ではなく個別での行動観察を実施します。その際は事前に電話で連絡をします。



重要

お子さんにとってより適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。そのために、発達検査や医師の診断等の資料を提出していただいております。できるだけ、就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等で発達検査や医師の診断などを確認しておいてください。



A-3. 行動観察の様子報告

2～4週間後を目途に、担当者からお子さんの相談時の様子と必要な支援についてお伝えします。

*お電話または来所での報告となります。

*書面での報告は行っていません。

*必要に応じて、繰り返し相談日を設定することも可能です。



A-4. 小学校での個別の教育相談

- 保護者から直接小学校に電話をして、支援教育コーディネーターと日時を決めてください。
- 現在のお子さんの状況、幼稚園、保育園、療育センター等での支援、総合教育センターでの相談の様子を伝えましょう。
- 小学校での支援体制について聞きましょう。
- お子さんの必要な支援等について相談しましょう。
- お子さんも一緒に行きましょう。
- 校長、支援教育コーディネーターと面談してもらいましょう。

プロフィール票を
活用しましょう



A-5. 川崎市教育支援会議専門部会（8月より開催）

障害のある子どもの就学について専門的な知識を有する委員によって組織する「川崎市教育支援会議専門部会」において、お子さんに適した学びの場について意見を聞きます。



A-6. 保護者への連絡・報告

教育支援会議専門部会での意見について、専門部会終了後1週間程度で保護者の方にお電話でお伝えします。お子さんの様子から、ご希望と異なる就学先や支援方法をご提案する場合や、体験入級等をお勧めする場合があります。必要に応じて継続して相談を行います。

特別支援学校

相談継続

特別支援学級

A-7. 特別支援学校
入学相談・教育相談

特別支援学級の体験入級をする
など、継続して相談をします。



A-7. 特別支援学校 入学相談・教育相談(10月～)

- ・総合教育センターから連絡を受けた保護者は、就学予定先の特別支援学校と連絡を取り、入学相談の日程を決めます。
- ・入学相談はお子さんと一緒に就学予定先の学校に行き、面談を行います。
- ・入学相談の時期は就学予定先の学校により多少前後します。

重要

特別支援学校との入学相談・教育相談の日程が決まりましたら
総合教育センター相談担当まで必ずご連絡ください。



A-8. 川崎市教育支援会議(11月末)

就学について専門的な知識を有する学校関係者、医師、学識経験者等によって組織する「川崎市教育支援会議」において、お子さんに適した就学先について審議します。

A-9. 就学先の決定

- ・川崎市教育支援会議の審議結果を受けて川崎市教育委員会として総合的な判断を行います。
- ・12月以降に「入学通知書」が届きます。



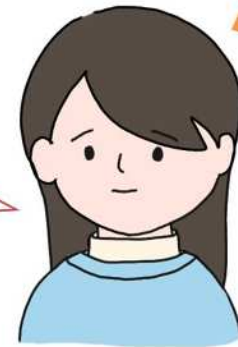
留意点等 (資料P11~)



総合教育センターでの相談後（資料P11）

- 総合教育センターの相談担当者と保護者として、適宜電話での情報交換や来所相談を行っていきます。
- 手帳の更新、発達検査の実施、医師の診断、服薬の変更など新たな情報が生じた場合は、総合教育センターの相談担当者に必ず連絡してください。

「先月の発達検査の結果がわかりましたので、連絡しました。」



重要



総合教育センターでの相談後（資料P11）

- 必要に応じて、医療、療育センターや幼稚園・保育園等と、情報交換またはお子さんのご様子を観察させていただくことがあります。同様に、各学校と連絡を取り合うことがあります。
- また、お子さんに必要な支援について、川崎市教育支援会議で意見を聴取する場合があります。



プロフィール票の活用（資料P11）

- ・「プロフィール票」には、お子さんの様子がまとめて書かれています。学校との個別の教育相談をする際には「プロフィール票」を持参し、それを活用しながらお子さんの様子を伝えましょう。
- ・川崎市立小学校入学後、特別支援学校・特別支援学級のお子さんについてはサポートノート（個別の教育支援計画）を作成します。その時にも「プロフィール票」をサポートノートに使うことができます。



入学まで（資料P11）

就学先が決定した後も、これからの支援や学校との連携など心配なことがあれば、総合教育センターでの相談を行うことができます。就学後に教育相談を希望される場合は、まずは学校を通してご相談ください。



就学先の決定 (資料P12)



学校

子どもの可能性を
最も伸長する教育
が行われること

学校との「個別の教育相談」



就学相談

総合教育センター

担任やケースワーカーと
の面談など

幼稚園・保育園
・療育センター



就学先の決定 (資料P12)

本人の障害の状態

教育上必要な
支援の内容

川崎市教育委員会が
就学先を決定

地域における教育の
体制の整備状況

その他、
本人・保護者の願い、
専門的見地からの意見



就学先の決定 (資料P12)

本人の障害の状態

教育上必要な
支援の内容

川崎市教育支援会議

地域における教育の
体制の整備状況

その他、
本人・保護者の願い、
専門的見地からの意見



学びの場の見直しについて (資料P12)

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達 の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟な学びの場の見直しができます。



共生社会の形成をめざして

- 総合教育センター相談室では、お子さんのよりよい就学をサポートします。

支えあって

友達と一緒に

自分の力を発揮
できるように



Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市